

# 高齢者被害特別相談

[日程] 令和7年9月10日（水）、11日（木）、12日（金）

[対象] さいたま市在住の60歳以上の方

[内容] 訪問販売や電話勧誘などの消費生活に関する相談を受け付けます。



通信販売トラブル



点検商法



架空請求

さいたま市消費生活総合センター  
マスコットキャラクター  
さいたま しょうこちゃん

ひとりで悩まず  
すぐ相談！

■さいたま市消費生活相談窓口 ※10日、11日、12日以外も随時ご相談を受け付けます。

消費生活総合センター	☎048-645-3421 FAX 048-643-2247	(月～土) 9時～16時30分
浦和消費生活センター	☎048-871-0164 FAX 048-883-4893	
岩槻消費生活センター	☎048-749-6191 FAX 048-749-6193	(月～金) 9時～12時 13時～16時30分
日曜電話相談	☎048-645-3421 FAX 048-643-2247	9時～16時

※電話か来所で相談を受け付けますが、ご予約の方が優先となりますのでまずはお電話ください。

■さいたま市以外にお住いの方は

消費者ホットライン電話番号 ☎188（イヤヤ）番

消費者ホットラインは、お近くの消費生活相談窓口をご案内します。